附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。

（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行前に要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物の所有者が耐震診断を行わせた場合には、第五条第一項（附則第三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当該要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物の所有者が第五条第一項各号に掲げる者に耐震診断を行わせたものとみなす。

（都市再生特別措置法施行規則の一部改正）

第三条　都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の十五第二号中「第二条」を「第二十八条」に、「第八条第三項」を「第十七条第三項」に改める。

第一条の十六中「第八条第三項各号」を「第十七条第三項各号」に改める。

第一条の十七中「第八条第三項」を「第十七条第三項」に改める。